

犬・猫等の愛護動物を 殺傷した場合は**犯罪**です

昭和町および中央市の付近で
脚を失った猫が複数確認されています

危険なわなの使用が疑われています

危険なわななどを使用して法律に違反
した場合は懲役または罰金に処せられます

動物を傷つけないで管理する方法を一緒に考えましょう

昭和町役場・環境経済課 TEL：055-275-8355
中北保健所（動物愛護指導センター内）TEL：055-273-5034

※次のページに犬や猫の飼い方について掲載しています

飼い主のみなさまへ

※山梨県動物の愛護及び管理に関する条例では、犬は原則係留し、猫は屋内で飼うよう努めることが規定されています。不妊・去勢に関する制度もありますので、役場にご相談ください。

※犬を飼っている方へ

- ・周囲の景観にも影響を与えるため、散歩中のフンは必ず後始末をしてください
- ・首輪にリードを付けるなど絶対に放して散歩しないでください

※猫を飼っている方へ

- ・糞や尿による苦情が増えていきますので、必ず自宅内で排泄をする習慣を覚えさせてください
- ・事故や感染症の防止、近隣への迷惑防止のため、室内で飼うようにしてください